

小倉りえこの質問及び、担当課からの答弁（まとめ）

質問項目：



- 【歳入】 資源売り払い収入
- 【総務費】 備品リース契約の考え方、庁内予算要求額
- 【衛生費】 新生児聴覚検査
- 【土木費】 地籍調査、土地所有者申請に基づく境界確定

\* 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策と、行政側が最優先で区民対応が可能となるように、この度の予算特別委員会では款別審議を書面で行いました。新型コロナウイルス感染症関連のすべての質問は日々実施された別会議体の協議会、また総括質問で行うと決定したため、行政負担の軽減のために通常より質問数は少なくなっていますのでご了承ください。

\* 予算特別委員会とは、来年度予算について審議するために設置された特別委員会のことで、予算案について担当課長に質問します。

## 【歳入】

Q: プラスチックリサイクルに関して、港区では港資源化センターで中間処理が行われた後に事業者売却される。来年度予算歳入のうち、雑収入では 1 億 5,458 万円が区の収入と見込まれているが、今年度より約 1,200 万円少ない数字。内訳を含め、どのように見積もっているのか、そして今後の予測される傾向はどのようなものか。また、資源売り払い収入を上げていくとしたらどのようなことが可能なのか。

A: みなとりサイクル清掃事務所所長

来年度予算における資源売り払い収入は、段ボール等の古紙やアルミ缶、スチール缶、リターナブルびんなどの売却収入として約 1 億 300 万円、ペットボトルの有償入札拠出金として約 5,100 万円を計上している。古紙、びん、缶などの売却収入は、直近の単価及び前年の年間資源量をもとに算出しており、市場価格の低迷により約 2,000 万円の減収を見込んでいる。ペットボトル有償入札拠出金は、公益財団法人日本容器リサイクル協会への引き渡し料に応じて、区市町村に支払われる仕組み。協会から再商品化事業者に売却されたペットボトルの過去 4 回分の平均単価に、協会への引き渡し予定量を乗じて算出している。ペットボトルの回収量の増加に伴い、約 850 万円の増収を見込んでいる。

なお、容器包装プラスチックの再商品合理化拠出金は、協会が想定した再商品化に要する費用と実際に要した費用の差額を、引き渡したプラスチックの品質等に応じて、区市町村に支払われる仕組みだが、本拠出金は年度間で変動が大きく、傾向を予測することが困難なことから、当初予算の歳入としては計上していない。

今後の予測としては、約 1 億 300 万円の売却収入の半分以上を占める古紙が、新聞・雑誌等の電子化とともに減少し、価格も低迷していることから、減少傾向は続くものと考えている。

資源売り払い収入を増加させるためには、資源の回収量及び引き渡し量を増やす必要がある。区が収集する可燃ごみの中には依然としてリサイクル可能な資源が含まれており、このような資源をしっかりと分別し資源として改修することが歳入の増加に繋がる。

また、容器包装プラスチックの再商品合理化拠出金については、家庭・事業所から排出される檀家での分別の徹底、港資源センターでの異物の除去など丁寧な中間処理により、引き渡す資源プラスチックの品質を維持・向上していくことが歳入の増加に繋がる。

### 【総務費】

Q: 以前も備品のリース契約について質問をしている。区立小中学校の運動会でテントを立てる際、十分な数のテントを持ち合わせていない学校は近くの学校や地域から借りるなどしている。これまで校長会でリース対応を希望しても許可はされず、学校備品として保管場所がないにもかかわらず購入を港区は勧めてきたという経緯があることを指摘してきた。今年度は小中学校で各1校ずつモデル校として、筈小学校と六本木中学校にリース対応が認められ、非常にありがたかった。しかし、もっと学校の希望が広く展開されることを期待していたが、来年度予算ではこのリース契約ではなくワンタッチテントを購入してもらうか、購入した学校または持っている学校から必要な学校へテントを移動する運搬料として、予算に計上することになっていると聞いた。改めて、備品のリース契約の考え方はどのようなものか。

A: 財政課長

備品については、長期継続的に使用することを想定し、購入経費と使用期間におけるリース量の総額を比較して、契約手法を判断している。例外としてタブレット端末など機能の刷新が早いものなどについては、耐用年数や使用頻度などを考慮した上で、リース契約をしている。学校のテントについては、耐用年数や使用頻度を踏まえ、備品として購入することとした。

Q: 令和元年度予算から初めて予算編成過程を公開するようになった。これによって予算案が決定する前に行政内で上がった予算要求額総額と、実際に区長が決定して今回議会に上程されている予算案総額が初めて数字で見える。一般会計予算は1,454億4,000万円。この予算案が庁内で決定されるまで、庁内から出た当初要求額は約1,509億円。約55億円分の事業が減額されたことになる。そのうち、金額が一番多く調整されたのが民生費でマイナス20億円で、そして次に教育費のマイナス14億円と、これだけで34億円分が何らかの判断で削減された。庁内の予算要求に対して、要求より多く予算がつけられた事業はごくわずか。所管課にはそれぞれ区民のためを思った予算を考えて当初要求をしているわけだが、どのような判断基準で調整をしているのか。

A: 財政課長

予算編成にあたり、予算要求時点における歳入見込み額と歳出要求額の差額を解消するとともに、後年度に過度な負担を残さないよう、中長期視点に立った予算査定をしている。

予算案に至るまでには、施設の改修やシステム経費等において、区民等の利用者への安全・安心の確保や利便性の向上の観点から、緊急性や必要性が高いものを最優先に、経費の妥当性を的確に見極めながら予算を計上するとともに、全ての事業において所管課と適宜調整を行いながら、これまでの実績等を踏まえた実施方法の見直しや仕様内容の精査、予算要求後の直近の状況を踏まえた規模の適正化など、経費や数量等の精査により 55 億円減の調整を行い、令和 2 年度当初予算案としてまとめた。

### 【衛生費】

Q： 新生児聴覚検査と聴覚障害児支援の推進に関する国の令和 2 年度予算が約 13 倍となる大幅増となる見込み。それに先立ち、昨年の令和元年度 4 月から東京都の予算 3,000 円の検査費用の助成が開始されている。新生児聴覚検査の助成対象は指定医療機関で実施した生後 50 日までの子と制限されているが、聴覚検査を受けられなかった子を持つ保護者に対し、どのような対応をしていく必要があるか。

A： 健康推進課長

新生児聴覚検査は、原則生後 50 日まで受診できるため、新生児訪問等で、新生児聴覚検査を受けられなかった子を把握した場合には、直ちに新生児聴覚検査の受診をするよう勧奨している。また、生後 50 日を超えていた場合には、赤ちゃんの音に対する反応について、保護者から丁寧に聞き取りを行い、必要に応じて医療機関の受診を勧奨している。さらに、3~4 か月児健診の際にも、新生児聴覚検査の受診の有無を確認し、早期発見の目安となる生後 6 か月までに、確実に療育につなげられるよう取り組む。また、出産前から、新生児聴覚検査の重要性について、妊娠届け出時や母親学級等の機会をとらえ説明する。

### 【土木費】

Q： 港区まちづくり支援部所管の道路と宅地の境界を明確化するために地籍調査が行われている。地籍調査は土地の地目や面積に関する測量を行って、その結果をいわゆる公図や登記簿に反映させるものであって、国土調査法に基づいて実施をしている。港区では道路や河川敷などの公共用地と民間所有の地目、境界を調査する「街区調査」が実施されており、1 地区を 2 年間かけて進めて、これまでは白金地域を中心に 1 丁目から 6 丁目で行われ、次は南青山 4 丁目へと広げていく予定。

地籍整備は土地境界に関するトラブルを防止する目的もあることから、この事業はとても大切であると理解はしているが、港区で事業が予算化されてから 10 年、今後自治体としてどのくらいのスピードと予算をかけて地籍・街区調査を進めていくべきなのか。

A： 土木管理課長

区の街区調査は、平成 26 年度までは 2 か年度で 1 地区が完了するペースで調査してきたが、事業進捗のスピードアップを図るために、平成 27 年度からは単年度ごとに 1 地区が完了するペースで調査している。予算は、調査地区の規模によるが、単年度あたり概ね二千万円の委託費を計上 今後も、地元の協力を得ながら着実に事業を進捗させてまいります。

Q： 地籍調査の実績としては、区が現在進めている地籍調査と合わせ、民間業者が開発等で土地を測量したものも条件が整えが計上できる。これは、平成 22 年に閣議決定された「第 6 次国土調査事業 10 箇年計画」で、国土調査以外の測量や調査結果の活用を推進することとなり、平成 24 年度以降は国土交通省の事業を皮切りに各地方自治体や開発等の民間事業者が実施する測量事業を対象とするものであり、これにより、地籍整備は拡大されてきた。

国土交通省が推進する民間を活用した地籍整備は、自治体以外に民間業者が地籍調査と同等以上の精度や正確さがある場合に地籍調査と同じように結果を取り扱うという国の制度。国土交通省が公表している地籍調査状況では、23 区でも進捗が 1%から 45%と進み具合はばらばらで、一番低いのが荒川区と渋谷区の 1%、一番進んでいるのが墨田区の 45%、港区は下から 6 番目タイの 5%。この 5%という進捗率もリアルタイムか判断しにくいものであるが、港区は決して進捗率が良い方とは言えない。区の委託ではなく、民間の測量を用いた地籍整備をどの程度港区は推奨しているのか、また民間による地籍整備進捗率はどのようなものか。

A： 土木管理課長

区は、再開発等の開発事業者に対して地籍整備の重要性を説明し、国土交通省所管の国土調査法に基づく制度を活用するよう要請している。区内では、これまで 7 地区の測量成果が同制度の指定を受けており、地籍調査の実績を上げている。区の地籍調査の進捗率は平

成31年度末時点で約5%、このうち民間の測量成果を活用した地籍整備の進捗率は約2.7%。今後も、民間成果を活用できるよう引き続き開発事業者に対して強く要請し、進捗率の更なる向上に繋げる。

Q： 区民の方から疑問をいただいた。とある場所で建物の新築工事が行われていた際に、工事業者が区道の縁石を区道側にずらして工事をしていたと。まっすぐ直線だった区道が10cm～15cm程度狭くなったことに違和感があると。区道は区の土地なのに、どうして区役所ではなくて業者が区道の幅員を変える作業をしているのかと、そういう疑問だった。

所管課に確認したら、区内の殆どは境界があやふやということで、建物の建て直しの際の民間事業者による測量が最新の正確なもの。それを元に事業者が拡幅を行ったという。ずれた区道の線はアスファルトで埋めるよう指導をしたようだが、まっすぐだった区道の縁石に角度が付くもので、もちろん見栄えは違和感が残った。

建築主による申請に基づき、これまで未確定だった境界線というものが決まっていくことで、区民の方の疑問というのは、この確定した区道境界線がこれまで何十年も「そう」だと思っていたものが「違った」と判明したから。境界確定に関しては、「公共用地境界確認事務取扱要領」というものに定められている手順でどこが境目なのかを確認することになっている。これによると申請者は土地所有者であって、申請者は測量や図面作成等の能力を有する実務取扱者に境界確定を代わって行わせなければならないと規定されている。実務取扱者が行った測量結果と提出された申請に基づいて境界を確定していると思われるが、どのようにその精度や結果を確認しているのか。

A： 土木管理課長

申請者から依頼された土地家屋調査士等の実務取扱者から提示された測量結果や境界予定線に対して、区は、境界査定図、震災復興図、戦災復興図等、区が保有する境界確認に関する資料を用いて、境界の延長や道路幅員等の数値的な精査や現地立会いを行うことで、官民境界線としての精度を有していることを確認している。

以上